

学校生活の生徒心得

R8. 4. 8 那覇市立石田中学校

1. 服装・身なり

【制服について】

- 本校指定の制服を着用し、ネーム刺繍はしない。
- 夏服（4～11月）、冬服（1～3月）を基本とする。
- 冬服期間中、暑い日は学生服の脱着可。ただし、登下校の際は、学生服を必ず持ち帰ること。
- 学生服のボタンは指定品または桜ボタンを使用。

【制服の着こなし】

- 【ズボンを基調とする制服】
白半袖シャツを着用し、ベルト（黒・グレー・茶系）をつける。シャツはズボンに入れる。
- 【スカートを基調とする制服】
スカート丈は膝を覆う長さ（膝立ちで床につく程度）。冬服期間中は指定スカーフを着用。
- 夏服の下には肌着を着用する。色は自由だがフード付き不可。

【靴下・靴】

- 靴下の色は自由（ルーズソックスは禁止）。
- 運動に適した靴を履く。厚底・革靴は禁止。

【頭髪・眉・爪】

- 流行を追うような極端なカットや変形髪型、そり込みを禁止する。
- 脱色・染色は禁止。＊白髪等を気にする生徒の黒染めは認める。
- 髪を肩よりのばしている場合には、ゴムで束ねることが望ましい。（衛生管理の視点から）
- 眉は整える程度は認める。極端に形を変えることはしない。
- 爪は安全面および衛生面に配慮し、短く整え、指先から大きくはみ出さないようにする。

【アクセサリ・化粧】

- ピアス・ネックレスなどのアクセサリは禁止。化粧・香水・カラーコンタクトは禁止。

【防寒具】

- 体調の悪い場合には、制服の上から指定のジャージの上着を着用しても良い。
 - ジャージで防寒にならない場合は、コート、セーター、マフラー、ネックウォーマー、ブランケット等の防寒具の使用を認める。但し、授業に支障がないようにする。
 - 冬服の下には、えりやそでが見えないインナーを着る。タイツ・レギンスは黒・グレー・紺の無地。
- ※個別の配慮が必要な場合は、生徒・保護者と相談の上、校長が判断します。

2. 所持品

- 学校には、学習にふさわしくないものは持ってこない。（但し、トランプについては学校で貸し出しを行うものに限りに、お昼の休憩時間のみ使用を認める。）
- 必要以上の金銭は、持ってこない。特に、金銭や貴重品を教室などに置いたままにしない。
- カバンはリュックまたは肩掛けバッグ。紙袋・ビニール袋は禁止。
- 水筒の使用を奨励（中身は水・お茶のみ）ペットボトルも持参可とするが、使用後は必ず持ち帰る。

3. その他

- 携帯電話は原則持ち込み禁止。（必要な場合は保護者の申請・許可が必要）
- 制汗剤は無香料の液体またはシートタイプのみ可。マナーを守って使用する。